

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 神奈川県
（氏名） A

上記被審人に対する平成30年度（判）第12号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官山下真、審判官美濃口真琴、同中馬慎子から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金73万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成31年1月16日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第12号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成30年11月15日

金融庁長官 遠藤 俊英

(別紙)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第12号に該当

被審人は、東京証券取引所市場第二部に上場されていた第一稀元素化学工業株式会社外6銘柄の各株式につき、別表記載の各株式に係る通番2の注文を発注する以前、各株式の立会市場において、同通番1のとおり、他の投資家が発注した引け条件付き成行注文（以下「引成注文」という。）のうち、買い側の引成注文（以下「引成買い注文」という。）の発注株数が売り側の引成注文（以下「引成売り注文」という。）の発注株数を上回る状況、又は、引成売り注文の発注株数が引成買い注文の発注株数を上回る状況であり、当該発注状況を見た第三者が発注株数の少ない側に引成注文を発注するなどして、新たな売買を行うことが想定される状態であったところ、真実は、約定意思がなく、引け直前に指値注文に変更して約定を回避するつもりであるにもかかわらず、発注株数の少ない側に引成注文（以下「本件各引成注文」という。）を発注することによって、あたかも約定意思があるかのように装い、引成買い注文と引成売り注文の発注株数が同程度である状況を作成し、第三者をして、引けまで当該発注状況が維持されるであろうとの錯誤を生じさせ、第三者の新たな売買を阻害した上、本件各引成注文を引け直前に、引け条件付き指値注文に変更して約定を回避することによって、引けにおいて、引成買い注文の発注株数と引成売り注文の発注株数のいずれかが他方を上回る状況にすることで、自らに有利な売買を行うことを企て、

- (1) 各株式につき、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）において、同通番2の各発注日時に、B証券株式会社、C証券株式会社又はD証券株式会社を介して、引成買い注文の発注株数と引成売り注文の発注株数が同程度になる数量だけ、発注株数の少ない側に約定意思のない本件各引成注文を発注し、引成買い注文と引成売り注文の発注株数が同程度である状況を作成した上、同通番4の各発注日時に、本件各引成注文を引け条件付き指値注文に変更して約定を回避することにより、引けにおいて、引成買い注文の発注株数と引成売り注文の発注株数のいずれかが他方を上回る状況にすることで、同通番2の各発注日時から同通番4の各発注日時までの間、引成買い注文の発注株数と引成売り注文の発注株数が同程度である虚偽の発注状況を作成し、第三者に、引けまで、当該発注状況が維持されるであろうとの錯誤を生じさせ、もって、有価証券の売買のため、偽計を用い
- (2) 当該偽計により、各株式につき、同通番2の各発注日時から同通番4の各発注日時までの間、第三者による新たな売買を阻害しつつ、同通番4の各発注日時に、本件各引成注文を引け条件付き指値注文に変更して約定を回避すること

によって、引けにおいて、引成買い注文の発注株数と引成売り注文の発注株数のいずれかが他方を上回る状況にし、もって、各有価証券の価格に影響を与え、別表記載のとおり、同通番 2 の各発注日時から同通番 4 の各発注日時までの間、東京証券取引所において、E 証券株式会社を介し、自己の計算において、同通番 3 のとおり、買い付け、又は、売り付けたものである。

2 法令の適用

法第 173 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 158 条、第 176 条第 2 項

3 課徴金の計算の基礎

別表に掲げる事実につき

(1) 亀田製菓株式会社に係る株式の取引について

ア 違反行為期間において、当該違反行為に係る自己の計算において行った有価証券の買付け等の数量（400 株）が、当該違反行為に係る自己の計算において行った有価証券の売付け等の数量（0 株）を超えていることから、当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格（5,650 円）に当該超える数量 400 株（400 株－0 株）を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額。

$$\begin{aligned} & (5,650 \text{ 円} \times 400 \text{ 株}) \\ & - (5,420 \text{ 円} \times 400 \text{ 株}) \\ & = 92,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

イ 法第 176 条第 2 項の規定により、上記アで計算した額の 1 万円未満の端数を切り捨て、90,000 円となる。

(2) アニコムホールディングス株式会社に係る株式の取引について（違反行為期間①）

ア 違反行為期間において、当該違反行為に係る自己の計算において行った有価証券の売付け等の数量（600 株）が、当該違反行為に係る自己の計算において行った有価証券の買付け等の数量（0 株）を超えていることから、当該超える数量 600 株（600 株－0 株）に係る有価証券の売付け等の価額から、当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券の最低価格（2,550 円）に当該超える数量を乗じて得た額を控除した額。

$$(2,580 \text{ 円} \times 300 \text{ 株} + 2,581 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} + 2,582 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} + 2,584 \text{ 円} \times 100 \text{ 株})$$

$$\begin{aligned}
 & - (2,550 \text{ 円} \times 600 \text{ 株}) \\
 & = 18,700 \text{ 円}
 \end{aligned}$$

イ 法第176条第2項の規定により、上記アで計算した額の1万円未満の端数を切り捨て、10,000円となる。

(3) アニコムホールディングス株式会社に係る株式の取引について（違反行為期間②）

ア 違反行為期間において、当該違反行為に係る自己の計算において行った有価証券の売付け等の数量（600株）が、当該違反行為に係る自己の計算において行った有価証券の買付け等の数量（0株）を超えていることから、当該超える数量600株（600株－0株）に係る有価証券の売付け等の価額から、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最低価格（2,550円）に当該超える数量を乗じて得た額を控除した額。

$$\begin{aligned}
 & (2,592 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} + 2,593 \text{ 円} \times 200 \text{ 株} + 2,596 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} + 2,597 \text{ 円} \times 200 \text{ 株}) \\
 & - (2,550 \text{ 円} \times 600 \text{ 株}) \\
 & = 26,800 \text{ 円}
 \end{aligned}$$

イ 法第176条第2項の規定により、上記アで計算した額の1万円未満の端数を切り捨て、20,000円となる。

(4) マニー株式会社に係る株式の取引について

ア 違反行為期間において、当該違反行為に係る自己の計算において行った有価証券の買付け等の数量（500株）が、当該違反行為に係る自己の計算において行った有価証券の売付け等の数量（0株）を超えていることから、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格（2,974円）に当該超える数量500株（500株－0株）を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額。

$$\begin{aligned}
 & (2,974 \text{ 円} \times 500 \text{ 株}) \\
 & - (2,888 \text{ 円} \times 300 \text{ 株} + 2,891 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} + 2,895 \text{ 円} \times 100 \text{ 株}) \\
 & = 42,000 \text{ 円}
 \end{aligned}$$

イ 法第176条第2項の規定により、上記アで計算した額の1万円未満の端数を切り捨て、40,000円となる。

(5) K O A株式会社に係る株式の取引について

ア 違反行為期間において、当該違反行為に係る自己の計算において行った有価証券の売付け等の数量（900 株）が、当該違反行為に係る自己の計算において行った有価証券の買付け等の数量（0 株）を超えていることから、当該超える数量 900 株（900 株－0 株）に係る有価証券の売付け等の価額から、当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券の最低価格（1,866 円）に当該超える数量を乗じて得た額を控除した額。

$$\begin{aligned} & (2,196 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} + 2,197 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} + 2,198 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} + 2,200 \text{ 円} \times 600 \text{ 株}) \\ & - (1,866 \text{ 円} \times 900 \text{ 株}) \\ & = 299,700 \text{ 円} \end{aligned}$$

イ 法第 176 条第 2 項の規定により、上記アで計算した額の 1 万円未満の端数を切り捨て、290,000 円となる。

(6) イーレックス株式会社に係る株式の取引について

ア 違反行為期間において、当該違反行為に係る自己の計算において行った有価証券の売付け等の数量（1,300 株）が、当該違反行為に係る自己の計算において行った有価証券の買付け等の数量（0 株）を超えていることから、当該超える数量 1,300 株（1,300 株－0 株）に係る有価証券の売付け等の価額から、当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券の最低価格（942 円）に当該超える数量を乗じて得た額を控除した額。

$$\begin{aligned} & (1,012 \text{ 円} \times 400 \text{ 株} + 1,013 \text{ 円} \times 900 \text{ 株}) \\ & - (942 \text{ 円} \times 1,300 \text{ 株}) \\ & = 91,900 \text{ 円} \end{aligned}$$

イ 法第 176 条第 2 項の規定により、上記アで計算した額の 1 万円未満の端数を切り捨て、90,000 円となる。

(7) 第一稀元素化学工業株式会社に係る株式の取引について

ア 違反行為期間において、当該違反行為に係る自己の計算において行った有価証券の買付け等の数量（600 株）が、当該違反行為に係る自己の計算において行った有価証券の売付け等の数量（0 株）を超えていることから、当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格（1,412 円）に当該超える数量 600 株（600 株－0 株）を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額。

$$\begin{aligned}
 & (1,412 \text{ 円} \times 600 \text{ 株}) \\
 - & (1,317 \text{ 円} \times 300 \text{ 株} + 1,318 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} + 1,319 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} + 1,320 \text{ 円} \times 100 \text{ 株}) \\
 = & 56,400 \text{ 円}
 \end{aligned}$$

イ 法第176条第2項の規定により、上記アで計算した額の1万円未満の端数を切り捨て、50,000円となる。

(8) スターゼン株式会社に係る株式の取引について

ア 違反行為期間において、当該違反行為に係る自己の計算において行った有価証券の買付け等の数量(300株)が、当該違反行為に係る自己の計算において行った有価証券の売付け等の数量(0株)を超えていることから、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格(5,170円)に当該超える数量300株(300株－0株)を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額。

$$\begin{aligned}
 & (5,170 \text{ 円} \times 300 \text{ 株}) \\
 - & (4,675 \text{ 円} \times 300 \text{ 株}) \\
 = & 148,500 \text{ 円}
 \end{aligned}$$

イ 法第176条第2項の規定により、上記アで計算した額の1万円未満の端数を切り捨て、140,000円となる。

(9) 上記(1)ないし(8)により算定した額の合計

$$\begin{aligned}
 & 90,000 \text{ 円} + 10,000 \text{ 円} + 20,000 \text{ 円} + 40,000 \text{ 円} + 290,000 \text{ 円} + 90,000 \text{ 円} + 50,000 \text{ 円} \\
 & + 140,000 \text{ 円} = 730,000 \text{ 円となる。}
 \end{aligned}$$

(別表)

違反行為状況

	銘柄	通番	発注日時	違反行為の 状況等	証券 会社	種別	売				買			
							執行 条件	指値	株数	約定 価格	執行 条件	指値	株数	約定 価格
1	亀田製菓 株式会社 (東1)	1	H29.7.5	—	—	—	—	—	—	—	引け	成行	1,000	—
		2	H29.7.5 11:03:44	特殊見せ玉の発注	B	発注	引け	成行	1,000	—	—	—	—	—
		3	H29.7.5 11:29:53	仕込みの買付け	E	発注	—	—	—	—	—	5,490	400	—
		4	H29.7.5 11:29:58	特殊見せ玉の引指注文への変更	B	約定	—	—	—	—	—	—	400	5,420
2	アニコムホー ルディングス 株式会社 (東1) ①	1	H29.7.6	—	—	—	引け	成行	1,400	—	—	—	—	—
		2	H29.7.6 11:06:21	特殊見せ玉の発注	C	発注	—	—	—	—	引け	成行	1,400	—
		3	H29.7.6 11:29:53	仕込みの売付け	E	発注	—	2,580	600	—	—	—	—	—
		4	H29.7.6 11:29:58	特殊見せ玉の引指注文への変更	C	約定	—	—	600	2,584 ～ 2,580	—	—	—	—
	アニコムホー ルディングス 株式会社 (東1) ②	1	H29.7.7	—	—	—	引け	成行	1,400	—	—	—	—	—
		2	H29.7.7 11:10:57	特殊見せ玉の発注	D	発注	—	—	—	—	引け	成行	1,400	—
		3	H29.7.7 11:29:53	仕込みの売付け	E	発注	—	2,580	600	—	—	—	—	—
		4	H29.7.7 11:29:58	特殊見せ玉の引指注文への変更	D	約定	—	—	600	2,597 ～ 2,592	—	—	—	—
3	マニー 株式会社 (東1)	1	H29.7.5	—	—	—	—	—	—	—	引け 不成	成行 2,850	1,100 300	—
		2	H29.7.5 11:19:06	特殊見せ玉の発注	B	発注	引け	成行	1,400	—	—	—	—	—
		3	H29.7.5 11:29:53	仕込みの買付け	E	発注	—	—	—	—	—	2,900	500	—
		4	H29.7.5 11:29:58	特殊見せ玉の引指注文への変更	B	約定	—	—	—	—	—	—	500	2,888 ～ 2,895
4	KOA 株式会社 (東1・名1)	1	H29.7.6	—	—	—	引け	成行	2,000	—	引け	成行	200	—
		2	H29.7.6 11:04:27	特殊見せ玉の発注	D	発注	引け	2,196	200	—	—	—	—	—
		3	H29.7.6 11:29:53	仕込みの売付け	E	発注	—	2,190	900	—	—	—	—	—
		4	H29.7.6 11:29:58	特殊見せ玉の引指注文への変更	E	約定	—	—	900	2,200 ～ 2,196	—	—	—	—
5	イーレックス 株式会社 (東1)	1	H29.7.6	—	—	—	引け	成行	4,500	—	引け	成行	1,500	—
		2	H29.7.6 11:16:57	特殊見せ玉の発注	D	発注	—	—	—	—	引け	成行	3,500	—
		3	H29.7.6 11:29:53	仕込みの売付け	E	発注	—	1,002	1,300	—	—	—	—	—
		4	H29.7.6 11:29:58	特殊見せ玉の引指注文への変更	E	約定	—	—	1,300	1,013 ～ 1,012	—	—	—	—
5	イーレックス 株式会社 (東1)	1	H29.7.6	—	—	—	引け	成行	4,500	—	引け	成行	1,500	—
		2	H29.7.6 11:16:57	特殊見せ玉の発注	B	発注	—	—	—	—	引け	成行	3,500	—
		3	H29.7.6 11:29:53	仕込みの売付け	E	発注	—	1,002	1,300	—	—	—	—	—
		4	H29.7.6 11:29:58	特殊見せ玉の引指注文への変更	B	約定	—	—	—	—	引け	990	3,500	—

	銘柄	通番	発注日時	違反行為の 状況等	証券 会社	種別	売				買			
							執行 条件	指値	株数	約定 価格	執行 条件	指値	株数	約定 価格
6	第一稀元素 化学工業 株式会社 (東2)	1	H29.7.7 —	違反行為前の引成注文等	—	—	不成	1,313	100	—	引け	成行	2,000	—
		2	H29.7.7 11:06:21	特殊見せ玉の発注	B	発注	引け	成行	1,900	—	—	—	—	—
		3	H29.7.7 11:29:53	仕込みの買付け	E	発注	—	—	—	—	—	1,330	600	—
					E	約定	—	—	—	—	—	—	600	1,317 ～ 1,320
		4	H29.7.7 11:29:58	特殊見せ玉の引指注文への変更	B	変更	引け	1,330	1,900	—	—	—	—	—
7	スターゼン 株式会社 (東1)	1	H29.7.7 —	違反行為前の引成注文等	—	—	—	—	—	—	引け	成行	600	—
		2	H29.7.7 11:23:31	特殊見せ玉の発注	B	発注	引け	成行	600	—	—	—	—	—
		3	H29.7.7 11:29:53	仕込みの買付け	E	発注	—	—	—	—	—	4,720	300	—
					E	約定	—	—	—	—	—	—	300	4,675
		4	H29.7.7 11:29:58	特殊見せ玉の引指注文への変更	B	変更	引け	4,720	600	—	—	—	—	—

(注)通番1は違反行為前の他の投資家による引成注文の状況(不成り及び引け条件付き指値注文であっても引成と同様の効果がある注文を含む)、通番2(特殊見せ玉の発注)は違反行為の始期、通番3(仕込みの買付け、売付け)は違反行為期間中の売買、通番4(特殊見せ玉の引け条件付き指値注文への変更による約定回避)は違反行為の終期となる。